

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

平成19年11月
(令和5年9月一部変更)

福津市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 土地利用の方向

福津市（以下「本市」という。）は「平成の大合併」により、平成17年1月24日に旧津屋崎町と旧福間町が合併した。本市は県の北部に位置し、福岡市と北九州市の両政令市の中間にあり、北東側は宗像市、南東側は宮若市、南側は古賀市に隣接しており、西側は玄界灘に面している。以前から水稻を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸の導入が盛んとなっている。

今後は特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。

また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、農業発展を目指す。

このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2. 農業構造の現状

本市の農業構造については、福岡市と北九州市の両政令市の中間に位置し交通網の発達を契機として都市化が進み、地域の担い手としての農業従事者が減少している。

また、こうした中で、規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化等が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり470万円程度、若しくは1経営体あたり520万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

3. 本市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,200時間以上）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得300万円程度）を目標とする。

4. また、将来の本市農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号、以下「法」という。）第 4 条第 3 項）その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市及び宗像農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、その管内である宗像市、農業委員会（以下「農業委員会」という。）、北筑前普及指導センター（以下「普及指導センター」という。）、むなかた地域農業活性化機構（以下、「活性化機構」という。）が十分なる相互の連携の下で集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や総合の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいては、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いにより農用地の利用集積を進めるに当たっては、法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）、及び法第 14 条の 4 の規定による青年等就農計画の認定を受けた青年等（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持った組織であり、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家や地域住民にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、これらの取り組みについては、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる実質化された「人・農地プラン」に基づく農用地の利用集積の取り組みに加え、法第19条に規定する「地域計画」と整合が取れるよう推進する。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法14条の4の青年等就農計画の認定制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関・団体の協力のもとに本市が主体となって、制度の積極的活用を図るものとする。

5. 本市は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所等を単位とした研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水稲 + 麦 + 大豆 + 作業受託	〈作付面積等〉 水稲＝700a 麦＝1300a 大豆＝600a 作業受託 (水稲基幹3作 業)＝300a 〈水田面積〉 1,300a	〈資本装備〉 (中型機械化一貫体系) トラクター、田植え機、 コンバイン 〈その他〉 ・土地－圃場整備水田 〈技術水準〉 ・大型機械化体系 〈その他〉 ・水稲は品種構成による労力配分	・複式簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止
水稲 + 露地野菜 カリフラワー キャベツ	〈作付面積等〉 水稲＝300a カリフラワー＝100a キャベツ＝200a 〈水田面積〉 600a	〈資本装備〉 トラクター、田植え機、 コンバイン 野菜移植機 (農機具は共同利用) 〈その他〉 ・野菜－セル成型苗育苗の導入		
水稲 + 施設園芸 イチゴ	〈作付面積等〉 水稲＝200a イチゴ 土耕＝30a 〈水田面積〉 250a	〈資本装備〉 パイプハウス、灌水設備、暖房機、 電照施設、予冷库、トラクター、 田植え機、コンバイン (農機具は共同利用) 〈その他〉 ・圃場整備水田		

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
水稲 ＋ 施設園芸 トマト	〈作付面積等〉 水稲＝70a トマト＝50a 〈水田面積〉 150a	〈資本装備〉 トラクター、田植え機、コンバイン 養液土耕 (農機具は共同利用) 〈その他〉 ・圃場整備水田 〈技術水準〉 ・連作障害の回避。 ・苗の購入、訪花昆虫によるホルモ ン処理の省力化	・複式簿記記帳の 実施により、経 営と家計の分離 を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協 定の締結に基 づく給料制、 休日制の導入 ・農繁期にお ける臨時雇用 者の確保によ る過重労働の 防止
水稲 ＋ 露地野菜 カリフラワー ＋ 施設園芸 トマ ト	〈作付面積等〉 水稲＝100a カリフラワー＝100a トマト＝20a 〈水田面積〉 220 a	〈資本装備〉 トラクター、田植え機、コンバイン 野菜移植機(農機具は共同利用) 〈その他〉 ・圃場整備水田 〈技術水準〉 ・セル成型苗育苗、予冷施設の導入 ・連作障害の回避(カリフラワー) ・苗の購入、訪花昆虫によるホル モン処理の省力化(トマト)		
水稲 ＋ 露地野菜 ブロッコリー	〈作付面積等〉 水稲＝300a ブロッコリー＝250 a 〈水田面積〉 300a	〈資本装備〉 トラクター、田植え機、 コンバイン、野菜移植機 (農機具は共同利用) 〈その他〉 ・野菜－セル成型苗育苗、予冷施 設の導入		
施設園芸 イチゴ	〈作付面積等〉 イチゴ 土耕＝25a 〈水田面積〉 30a	〈資本装備〉 パイプハウス、灌水施設、暖房 機、電照施設、予冷库、トラク ター 〈その他〉 ・圃場整備水田 〈技術水準〉 ・夜冷栽培		

施設園芸 スイカ+ キュウリ	〈作付面積等〉 スイカ=60a キュウリ=30a 大根=30a	〈資本装備〉 トラクター、パイプハウス、 灌水施設	
露地野菜 大根	〈水田面積〉 150a	〈その他〉 ・促成、抑制栽培の導入	

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者 の態様等
施設園芸 花卉バラ	〈作付面積等〉 バラ=40a 〈水田面積〉 50a	〈資本装備〉 ・ガラス温室施設、灌水施設、 選花機、冷蔵庫 〈技術水準〉 ・周年栽培・出荷	・複式簿記記帳の 実施により、経営と 家計の分離を図 る。 ・青色申告の実施	・家族経営 協定の締結 に基づく給 料制、休日 制の導入 ・農繁期に おける臨時 雇用者の確 保による過 重労働の防 止
施設園芸 花卉 トルコ ギキョウ + ストック	〈作付面積等〉 トルコギキョウ=50a ストック=30a 〈水田面積〉 80a	〈資本装備〉 ・温室施設、灌水施設、選花場 冷蔵庫 〈技術水準〉 ・周年栽培・出荷 ・冷房育苗(トルコ)		
施設園芸 花卉 トルコ ギキョウ + グラジオ ラス	〈作付面積等〉 トルコギキョウ=40a グラジオラス=30a 〈水田面積〉 80a	〈資本装備〉 ・温室施設、灌水施設、選花場、 冷蔵庫 〈技術水準〉 ・周年栽培・出荷 ・冷房育苗(トルコ)		

(注) 1 個別経営体にかかる営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

【組織経営体】

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水稲 + 麦 + 大豆 主たる従事者 1人	<作付面積等> 水稲=900a 麦=1,500a 大豆=600a 作業受託(基幹3 作業)=1,000a <水田面積> 1,500a	<資本装備> トラクター 1台 コンバイン 1台 他 <その他> ・全量カントリーエレベーターを 利用、農協出荷 ・病虫害防除を無人ヘリコプター 組織に委託	・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。 ・借地料(通年) 12,000 円/10a ・作業受託 田植え 9,000 円/10a 収穫 21,000 円/10a	・給料制の導入 ・社会保険等の加入 ・春秋の農繁期における 臨時雇用従事者の確保

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、有限会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの)。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1で掲げた目標に到着することを基本とする。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、福津市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

農業経営の指標の例

【個別経営体】

営農 種類	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等
施設園芸 イチゴ	〈経営規模〉 水田＝25a 〈作付面積〉 イチゴ＝20a	〈資本装備〉 パイプハウス、灌水施設、 暖房機、電照施設、予冷库、 トラクター 〈土地〉 保水、排水がよく、耕土が 深い水田 〈技術水準〉	記帳結果を基に経 営分析を行い、経 営計画を立てる。	〈労働力〉 家族 2人
水稲 ＋ 露地野菜 カリフラワー ブロッコリー キャベツ	〈経営規模〉 水田＝300a 〈作付面積〉 水稲＝100a カリフラワー 50a ブロッコリー 100a キャベツ 50a	〈資本装備〉 トラクター、田植え機、 コンバイン、野菜移植機 〈土地〉 保水、排水がよく、耕土が 深い水田 〈技術水準〉	記帳結果を基に経 営分析を行い、経 営計画を立てる。	〈労働力〉 家族 2人

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

本市は、福岡県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項」に定められた方向に即しつつ、農業委員会、普及指導センター、活性化機構、農業協同組合、その管内である宗像市と連携を図り新規就農者等の次世代の農業を担う人材の育成や家族経営などの多様な経営体に対するサポートを行う。

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- ・本市の農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、活性化機構、普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
- ・また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での

実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

- ・ 更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。
- ・ 加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、活性化機構と連携を図り、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

- ・ 本市は新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及指導センターや農業協同組合、活性化機構など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。
- ・ また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- ・ 本市は、新たに農業経営をはじめようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

- ・ 本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。
 - ① 県農業会議、福岡県農業振興推進機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
 - ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供（新規）

- ・ 本市は、活性化機構及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制研修内容、就職後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・

整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

- ・ 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、福岡県農業振興推進機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 上記第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営体等が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営体等が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
80%	

(注意) 1 「効率的かつ安定的な農業経営体等が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和10年とする。

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、担い手に集積された農用地が分散している現状を踏まえ、法第19条に規定する「地域計画」に基づき、県、農業委員会、(公財)福岡県農業振興推進機構、農業協同組合等の関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の状況等に応じて、面的集積の割合や団地面積の増加を図りつつ、効率的かつ安定的な農業経営体等への農用地の利用集積及び集約化を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こう

した取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る。

中山間地域や担い手が不足している地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

本市は、福岡県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に則しつつ、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

更に、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

協議の場を設置するにあたり、本市で計画している地域計画の策定を円滑に進めるため、協議の場の開催時期や開催方法の検討を行う。

①協議の場の開催

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域の主要な農業者（農業委員、農地利用最適化推進員、認定農業者等）の意見を聴取し、適切な時期に開催する。

なお、協議の進捗状況に応じて、協議の場は複数回開催するものとする。

②開催に係る情報提供の方法

開催にあたっては、当該区域の主要な代表者や農業者（農業委員、農地利用最適化推進員、農事区長、認定農業者等）による地域の担い手への周知に加え、農地中間管理事業の説明会等の既存の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

また、本市のホームページに協議の場の開催に係る掲示を併せて行い、関係者等への周知徹底を図る。

③協議の場の参集範囲

農業者、本市、農業委員、農地利用最適化推進員、農業協同組合、（公財）福岡県農業振興推進機構（地域推進員）、福岡県、その他関係者を基本とし、協議の内容を勧案し、適切に参集する。

④協議する事項

「当該区域における農業の将来の在り方」、「農業上の利用が行われる農用地等の区域」、「その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項」を基本とし、地域の実情に応じて鳥獣害被害防止対策の方針や保全・管理等に係る方針を適宜実施する。

なお、協議の場では、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行っていく。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等からの地域計画、協議の場の開催に係る問い合わせへの対応を行うため、相談窓口を農林水産課に設置する。

（２）第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める必要があるため、これまで人・農地プランの実質化等の取組が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれることを原則とし、地域の担い手の経営範囲、地域の歴史的まとまりの経緯等を参考に、適切に設定する。

なお、様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず、農用地としての維持が困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全を図ることを念頭に、活性化計画の区域の設定について検討する。

（３）その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

①地域計画の変更

地域計画の変更が必要となった場合は、関係者から意見聴取、理解が得られるよう配慮する。

②地域計画の進捗管理および実践

本市は、関係機関・団体と連携しながら、協議の場から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行うこととし、農地中間管理事業等による利用権の設定が、地域計画に基づいて行われているか毎年度確認を行う。

（４）利用権の設定に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定により、なお従前の例によることとされる旧法第 19 条の規定により定められる農用地利用集積計画に基づく利用権の設定については、地域計画の達成に資することを原則とし、下記のとおり実施する。

（５）利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ロ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること。

イ混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、法第 7 条に規定する農地中間管理機構が行なう特例事業、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは（公財）福岡県農業振興推進機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、（公財）福岡県農業振興推進機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

アその者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イその者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウその者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(6) 利用権の設定等の内容

設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借貸の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持ち分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(7) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び（公財）福岡県農業振興推進機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画作成の手続きを進める。

ア. 当該開発事業の実施が確実であること。

イ. 当該開発事業の実施に当り農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ．当該開発事業の実施に当り農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(8) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本市は、農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(9) 農用地利用集積計画の作成

- ① ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ② 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

(10) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

アその者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イその者が毎事業年度の終了後3月以内に、旧農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号。以下「規則」という。）第60条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
ウその者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(11) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(10)の②に規定する土地ごとに(10)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(12) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(10)の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

(13) 公告の効果

本市が(12)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする

(14) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(15) 農業委員会の報告

農業委員会は、(10)の⑥のイの規定による農用地の利用状況の報告（規則第60条の2）があった場合は、旧法第18条第3項第3号の要件に該当しないと認めるときは市長に提出するものとする。

(16) 紛争の処理

本市は、利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

(17) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(12)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(5)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - アその者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域に於ける農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イその者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウその者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
 - ア(12)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(5)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業、農地中間管理機構が行なう特例事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、(公財)福岡県農業振興推進機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- (1)本市は、(公財)福岡県農業振興推進機構と連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

- (2)本市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、(公財)福岡県農業振興推進機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない場合に限り、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ、農用地利用改善事業の実施区域

ウ、作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ、認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ、認定農業者に対する農用地の利用の集積目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ、その他必要な事項

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規程する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式6-1号の認定申請書を福津市に提出して、農用地利用規程について福津市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア、農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ、農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ、(4)の①のイの実施区域が地域計画の区域内にある時は、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

エ、(4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ、農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア、 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ、 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目的

ウ、 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規程する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できる必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（（公財）福岡県農業振興推進機構）、等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため次に掲げる事項を重点的に促進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア、農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進

イ、効率的な農作業の委託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ、農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ、農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のため措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ、地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア、本市は、野菜出荷施設等の農業近代化施設等の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ、本市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組みによって、水稲作、転作を通じて望ましい経営の育成を図ることとする。特に、面的な広がりでの田畑輪換を実施する集団的土地利用（ブロックローテーション方式）を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の機とした地域の土地利用の見通しを通じた農地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

ウ、本市は、地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第I部の第5に基づき策定される地域水田農業ビジョンをいう。）の実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとし、農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ、本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、令和5年9月1日から施行する。

別紙1（第5の1の(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象農地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行なうものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行なう農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行なう農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

・・・その土地を効率的に利用することができる」と認められること。

別紙 2 (第 5 の 1(2)関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする貸借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は 3・6 年 (農業者年金制度関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3・6 年とすることが適当でないと認められる場合には、3・6 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約しようとする場合には相手方の同意を要</p>	<p>1. 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算出する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1 の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を行なうものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、設定 (又は移転) を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかに問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、福津市が認定した額をその費やした</p>

<p>する旨を定めるものとする。</p>	<p>される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知）第 6 に留意しつつ定めるものとする。</p>		<p>金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	------------------------------

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする貸借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の償還
<p>の①に同じ。</p>	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の 3 と同じ。</p>	<p>I の③に同じ。</p>	<p>I の④に同じ。</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合。

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
I の①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	I の③に同じ。この場合において I の③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	I の④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の経路を経て設立又は変更の登記を行うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>